

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 平成30年5月28日（月曜日）
午前9時58分開会、午後0時6分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会

 - 2 委員長あいさつ

 - 3 執行部自己紹介

 - 4 協議事項
（1）消防本部関係
（2）市民生活部関係
（3）市長公室関係
（4）総務部関係

 - 5 その他

 - 6 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長	平石	勝司
副委員長	島岡	宏明
委 員	沼田	義雄
委 員	久松	猛
委 員	矢口	迪夫
委 員	吉田	博史
委 員	海老原	一郎
委 員	篠塚	昌毅

欠席委員（1名）

委 員	今野	貴子
-----	----	----

説明のため出席した者（28名）

市長公室長	船 沢	一 郎
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	小松澤	文 雄
議会事務局長	塚 本	哲 生
消防長	飯 村	甚
消防次長	相 澤	浩
秘書課長	細 野	賢 司
政策企画課長	山 口	正 通
財政課長	佐 藤	亨
広報広聴課長	羽 成	健 之
総務課長	真 家	達 成
人事課長	今 野	修
管財課長	渡 辺	善 弘
課税課長	羽 成	信 明
納税課長	大 橋	博
市民活動課長	飯 泉	貴 史
生活安全課長	下 村	浩
市民課長	松 本	陽 子
環境保全課長	水 田	和 広
環境衛生課長	五 来	顕
会計管理者	根 本	陽 一
議会事務局次長	川 上	勇 二
監査事務局長	天 谷	太
消防総務課長	檜 山	保 明
予防課長	谷田貝	修
警防救急課長	嶋 田	邦 彦
政策員	渡 邊	隆 明
政策員	藤 田	浩 平

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（なし）

○平石委員長 おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催する。

今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

なお、本会議までに議案等に関する資料が必要な場合には、執行部に対して請求願います。

今回は、新しく改選された委員会の最初であり、また、新年度の最初でもありますので、冒頭に執行部の方にお集まりいただき、新任者の所属部署・氏名を簡単をお願いします。委員長、副委員長が自己紹介をした後に機構順をお願いします。私の方から自己紹介させていただきます。総務市民委員会委員長をおおせつかりました平石です。どうぞよろしくお願い致します。

○島岡副委員長 総務市民委員会副委員長をおおせつかりました島岡宏明でございます。よろしくお願い致します。

○船沢公室長 4月に市長公室長の方を拝命いたしました船沢でございます。よろしくお願いいたします。

○羽成広報広聴課長 4月に広報広聴課長を拝命いたしました羽成でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○望月総務部長 同じく4月に総務部長を拝命いたしました望月でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○真家総務課長 4月に総務課長を拝命いたしました真家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○今野人事課長 4月に人事課長を拝命いたしました今野です。よろしくお願いいたします。

○松本市民課長 4月に市民課長を拝命いたしました松本でございます。よろしくお願いいたします。

○根本会計課長 4月に会計課長を拝命いたしました根本でございます。よろしくお願いいたします。

○塚本議会事務局長 4月に議会事務局長を拝命いたしました塚本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○谷田貝予防課長 4月に消防本部予防課長を拝命いたしました谷田貝です。よろしくお願いいたします。

○嶋田警防救急課長 消防本部警防救急課長を拝命いたしました嶋田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。1年間よろしくお願い致します。

それでは、協議事項に入りたいと思います。消防本部・市民生活部以外は退室していただいで結構です。

(退 室)

これより消防本部の案件について協議を行う。消防本部資料に基づき、平成30年度

一般会計補正予算（第1回）「非常備消防一般管理事業」について説明願う。

○**檜山消防総務課長** 平成30年度一般会計補正予算（第1回）「非常備消防一般管理事業」についてご説明申し上げます。消防団員の退職報償金の補正理由につきましては、当初予算は平成30年1月末現在の退団者数27名分にて算出しておりましたが、3月末で3名が新たに退団したため、補正を行うものでございます。歳出の補正額につきましては、8節報償費、補正前1,021万6,000円に対し、補正後は1,182万9,000円となり、3の積算根拠の記載のとおり3名分164万3,000円の補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金から1,182万9,000円が歳入されます。土浦市退職消防団員に係る退職報償金の支給に対する例で第2条に基づく支給額の表を添付してございます。説明は以上でございます。

○**平石委員長** この件について何かあるか。
（「なし」という声あり。）

○**平石委員長** この程度とする。

次に、第45回茨城県救助技術競技大会に伴う土浦市消防本部合同訓練について説明願う。

○**嶋田警防救急課長** ご説明の前に5月26日に行われました水防訓練について、参加者約800名ということで滞りなく終了いたしました。ありがとうございました。それでは説明に移らせていただきます。第45回茨城県救助技術競技大会に伴う土浦市消防本部合同訓練についてご説明いたします。平成30年6月7日木曜日10時からとなっております。場所は田中町本部庁舎屋外訓練場となっております。競技種目はロープブリッジ救出、障害突破、引揚救助の3種目となり、選手総勢23人が集大成を披露する場となっております。6月14日に茨城県消防学校で開催されます第45回茨城県救助技術競技大会出場を目的とし、全員の結束力を高め、めざせ優勝を目標として、訓練してまいりました。それぞれの種目の上位チームが7月5日東京で開催されます関東大会に出場することができ、それを勝ち上がると、8月に京都で開催されます全国大会に出場することができます。お時間がございましたら、ぜひご見学をお願いいたします。説明は以上でございます。

○**平石委員長** この件について何かあるか。

○**久松委員** 写真に写っているのがロープブリッジ救出というやつなのか。

○**嶋田警防救急課長** はい。そのとおりです。

○**島岡副委員長** 見学に行くのは、訓練ですか。大会ですか。

○**嶋田警防救急課長** できれば両方来ていただければ。訓練がございます6月7日の方へお時間がございましたらお願いします。

○**沼田委員** 全国大会に行くというのは無理なのか。

○**嶋田警防救急課長** 昨年は関東大会まで残りまして、関東大会で敗れてしまったという経緯がございます。

○**島岡副委員長** 関東大会で何チームくらい全国大会に行けるの。

○嶋田警防救急課長 7チームです。

○沼田委員 ロープブリッジのチーム、障害突破のチーム、引揚救助のチームとありますが、3種目中どの種目で関東大会に行ったのですか。

○嶋田警防救急課長 去年は障害突破のチーム、1チームが関東大会出場しました。

○平石委員長 その他、何かあるか。
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度とする。

次に、第63回土浦市消防ポンプ操法競技大会について説明願う。

○嶋田警防救急課長 第63回土浦市消防ポンプ操法競技大会についてご説明いたします。7月1日8時35分から田中町本部庁舎屋外訓練場で開催されます。出場はポンプ車両配置の24箇分団となっております。協議内容といたしましては、タイムと操作員の技術点を争うものといたします。優勝チームは県南北部地区の大会に出場いたします。小型ポンプの部については、14分団チームから1チームが持ち回りで大会に出場いたします。今年ですが36分団が出場する予定でございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○篠塚委員 消防車両の件なんですけれども、交通ルールが変わって普通免許、中型免許になって、現在ある消防車両が運転できない。若い免許を取ったばかりの人が増えてきているという状況の中で、新しい消防車両が出てきたということがニュース等でやっていたので、今後、消防団の消防車両に入れ替える計画と、そういう車両を購入していくかどうかをこの次でいいので、新しい消防車両の資料とかがあったら提出していただければと思うのですけれども、現状では分団の中に、普通免許、昔の人がいると思うので、最近免許を取ったかたは乗れないということがでてくるので、よろしく願います。

○平石委員長 資料をまとめていただいて、本委員会の時でよろしいですか。提出の方をよろしく願います。

○島岡副委員長 その件で、自分の所の従業員がレッカー車の免許が無いということが判明しまして、実は朝からその話をしていたんですが、それを言わないとわからない。総重量5トンは乗れないんだよね、新しい免許は。調べた方がいいのではと思うのですが、もし、何かあって無免許になりますから。

○沼田委員 緊急車なんですけど、消防で電話を受けてから大体何分くらいで現場に到着できるのか。予測は何分くらいでいけるのか。参考までに。

○嶋田警防救急課長 救急車でご説明いたしますと、3分未満が1%で到着しております。3分以上5分未満が5.2%です。5分から10分未満が72%、10分以上20分未満が21.1%。20分以上ですと0.7%となっております。平均は8.4分となっております。

○吉田委員 土浦は以前はもっと早かったんじゃないか。平均が。

○嶋田警防救急課長 以前はもっと早かったです。年々救急の増加とともに現場到着が

遅れているのは事実です。

○吉田委員 以前は5分前後だったと思うんだよな。

○檜山消防総務課長 補足させていただきます。通報から現着に関しましては、統計の取り方が変わりました。以前は119番を聞き終わって場所がわかってから計測していたのですが、現在は入電して受けた時点から始まっているので、吉田委員の言われるように以前は早かったのですが、少し遅れる要因になっています。

○吉田委員 今は県の方に集中していくけれども、そこから交信のしている時間で、結構あるんだよな。

○海老原委員 市民会館の前の真鍋神林線。あれが止まっているよね。あれが抜ければ若干早くなる可能性はでてくるのかな。

○嶋田警防救急課長 現在、真鍋市内に消防車、救急車が出場する場合ですと迂回するような形を取らざるを得ないという状況が続いておりますので、あそこが開通いたしますと時間的にはかなり早くなると思います。

○篠塚委員 さっきの島岡委員の件、昨年通達を出していると思うので、その辺の報告があれば。消防団にも通達を出していますよね。消防団には確認するよということをやってもらっていると思うので。

○嶋田警防救急課長 確認いたします。

○平石委員長 その他、何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 その他消防本部から何かあるか。

(「なし」という声あり。)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり。)

消防本部の皆さんは退席して結構。

(消防本部退席)

これより市民生活部の案件について協議を行う。市民生活部資料に基づき、土浦市さわやか環境条例の一部改正について説明願う。

○五来環境衛生課長 さわやか環境条例の一部改正についてご説明申し上げます。1番条例改正の趣旨でございますが、旅館業法が改正されまして6月15日に施行されますことから同法を引用しております箇所を改正を行うものでございます。具体的には2番の改正内容でございますように、これまで旅館業法ではホテル営業、旅館営業、分けて用語を使用しておりましたが、営業種別を統合して、旅館ホテル営業となりましたことから用語を引用しまして観光客に対する空き缶等の散乱防止につきまして啓発しております規定の箇所を改正を行うものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度とする。

次に、平成30年度土浦市一般会計補正(第1回)予算(案)について説明願う。

○五来環境衛生課長 平成30年度土浦市一般会計補正（第1回）予算（案）について、汚泥再生処理センター整備事業について説明させていただきます。1番の補正理由でございますが、衛生センターの老朽化が著しく施設の更新が喫緊の課題となっておりますが、単にし尿処理施設を建替えるのではなく、循環型社会の形成に資する目的でこれまでのし尿、浄化槽汚泥に加えまして一部ではございますが農業集落排水施設の汚泥を合わせて処理する。また、処理に伴いまして発生しました脱水汚泥を清掃センターで使用する助燃剤として再生資源化いたします汚泥再生処理センターとして整備をいたします。この2点が循環型社会形成推進交付金を受けるための主な要件となっております。27年度から循環型社会形成推進地域計画。昨年度基本計画を策定いたしまして、本年度は公募型プロポーザルにより施工業者を決定し、3月議会で契約について議決をいただくため、現年度予算の補正増及び継続費の設定を行うものでございます。2番の補正予算額の歳出。こちらは現年度分でございます。報償費につきましては、プロポーザル選定委員会におきまして、専門的知識を有する学識経験者に外部委員をお願いいたしますことから、1名分の交通費と謝礼を3回分、9万9,000円。使用料及び賃借料につきましては、新施設の建設予定箇所でございます現在の管理棟を撤去いたしますことから仮設の管理棟を設置する必要があり、当初予算では3月から使用する予定でございましたが、9月に前倒ししますことから、6か月分のリース料192万円が補正増となります。続きまして継続費でございますが、当初の予定では、31年度、32年度の2ヵ年で本体工事を実施する予定でございましたが、平成31年3月議会で契約を行うことが生じたことから、総額20億7,932万円につきまして、30年度から32年度の3ヵ年の継続費設定を行うものでございます。なお、30年度分につきましては、先ほど、申しました仮設管理棟のリース料のみで本体工事につきましては、契約は今年度行いますが、支出につきましては31から32年度の2ヵ年度になります。3番継続費補正の内容でございます。新施設の必要規模につきましては、1日あたり33.8キロリットル。現在の衛生センターは63キロリットルに改造をして運転をしておりますが、もともと110と70。合わせて180キロリットルの施設でございますので、かなりコンパクトな施設となります。再資源化の方式につきましては、高効率脱水による助燃剤化でございます。水処理につきましては、生物処理により浄化をしたうえで、下水道へ放流をいたします。基本計画の策定。市内部での検討委員会での検討によりまして、性能発注による設計施工一括発注方式。そして公募型プロポーザル方式といたしましたことから、今回当初予定を前倒して6月補正とさせていただきますものでございます。し尿処理施設につきましては、特殊なプラントでありまして、市の内部のみでは専門的な知識や新しい技術に対する知見が不足しておりますことから、細かな仕様や設計をあらかじめ市が決めたうえで、価格競争のみで業者選考することはそぐわないと考えまして、発注仕様書に満たすべき性能を詳細に規定いたしまして、具体的な処理方法であるとか、プロセス等につきましては、各プラントメーカーのノウハウとか技術力を活かした技術提案をいたしまして、環境負荷やイニシャルコスト、ランニングコストなどプロポーザル方式によりまして、総合的に判断をして契約業者を選考すること

といたしました。実施設計を受注業者が契約後に行う必要があること。プロポーザルによる業者選定に5ヶ月程度期間を要しますことから、6月議会での予算措置を上程するものでございます。工事期間につきましては、31年3月から33年3月でございます。今回の整備の財源といたしましては、循環型社会形成推進交付金が対象事業費の3分の1。その裏負担といたしまして、3分の2の95%が震災復興特別交付税として交付されます。現時点では本体工事費20億円の内60%を対象事業費として認められると財源を見込んでおりますが、他の自治体の同種事業の実績を参考といたしますと最終的には75%程度が対象事業費として特別交付税の対象となると考えております。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○篠塚委員 新治側を委託しているのですが、土浦市全体の施設になるのか。現状の処理状況はどうするのか。33.8キロリットルが処理可能なのか、どのように算出したのか。次回でいいので資料を提出していただいて。

○五来環境衛生課長 次回に積算の資料をお出しいたします。33.8キロリットルは新治の分も含めた数量でございます。

○篠塚委員 湖北環境組合が32年度までの契約となっておりますが、その計画も含めて検討するのか。もう1点。脱水汚泥の肥料化を今後やるのか。

○五来環境衛生課長 脱水汚泥は、現在は下妻にあります処理業者に処分を委託しております。現在、そちらでは肥料化をしております。今回は処理センターの処理といたしましては、助燃剤化。清掃センターで燃やす際に、化石燃料の変わりになるもの。こういったものといたしました。循環型社会形成交付金のメニューといたしまして、脱水汚泥の再生方法、いくつか種類がございます。肥料化、リン回収、今回の脱水汚泥でございます。他のものは、実際作って、肥料を作って安定的に供給先を置くことは難しい。費用的なもの。ということで近年、脱水汚泥の再生方法として、助燃剤化というのが追加されてから、全国の指定でも半分以上は助燃剤化という再生方法を利用しております。

○篠塚委員 肥料化しているのが現状だと思うんだけど、格好はいいんですが、利用を増やす方向であればよろしいかと思えます。

○沼田委員 汚泥の施設はわかるのですが、清掃の方はどのようになっているのか。中の掃除。中の管の清掃。管の清掃をやらないといけないでしょ。何年に1回か。それはどのようになっているのか。

○五来環境衛生課長 現在の衛生センターでも運転管理の方が業務委託をしております。そちらの方でメンテも入っております。あと定期的に清掃、部品交換を別途予算を取りまして、工事なり委託なりで対応しております。

○吉田委員 こういった特殊な施設という時の入札というのはプロポが一番いい。私もプロポがいいと思っている。プロポの選定委員なんだけれども、今の課長の説明だと、外部委員が1名で3回出ていただいての報償なんだよね。プロポの選定委員が全体で何名。外部委員が1名。学識経験者なんだけれども、そのほかは市の職員だと思うだけ

ど、どのような担当の部署か。

○**五来環境衛生課長** プロポーザルの選定委員につきましては、現在要項の作成を進めておりますが、外部委員の方、現在予定をしておりますのが、群馬の専門家、全国の施設のプロポの委員、総合評価の委員を務めております。他の委員につきましては、基本計画を策定するときには内部委員会を組織しました。下水道課、住宅営繕課、環境衛生課、環境保全課。こちらが携わってやっておりますので、同じようなメンバーをそのまま、プロポの策定委員に移行するという考えで進めております。

○**吉田委員** 全部で何名。

○**五来環境衛生課長** 全部で5名。

○**吉田委員** 外部委員も入れて5名。

○**五来環境衛生課長** 外部委員も入れて5名です。

○**吉田委員** 実際外部委員1名は少ないよな。市の職員が担当部署が4人入るとするのはいいと思うんだけど。全体で5名でしょ。あと2名くらい外部委員を入れれば。流派ではないけれど。俺は3人くらいはと思うんだよ。プロポとしては公平性が保てると思うんだよ。プレゼンなんかは学識経験者が3人とか、市の人間を入れないとか。やり方はあるんだけどね。学識経験者が市の方に関係ないという人が1人というのはどうかなと思うんだけどな。そこら辺は考えてないかな。

○**五来環境衛生課長** 他市の事例を見まして、今回は1名で決めさせていただきたいと。

○**吉田委員** 市の職員がどうのということではないのはわかるだろ。もう少し広い視野の人たちがいた方がよりよいものができるのではないかと思っただけ。

○**矢口委員** 今までは市の浄化槽の汚泥はここで処理していたんだろうけれども、今度、農業集落排水の一部もここで処理するというんだけど、今までは農業集落排水のやつはどこへ持って行っていたのか。

○**五来環境衛生課長** 農業集落排水の汚泥につきましては、衛生センターと同じように外部業者に委託をしております。また一部肥料化をやっているところもございます。今回は農業集落排水、5箇所ある内の1箇所。今考えておりますのが沢辺地区の汚泥をこちらで処理をする。全部の農業集落排水を処理するとなると、施設規模がかなり大きくなってしまいますので、当初は1箇所ですべてをやらせていただいて、今後下水道の普及であるとか人口減少によりまして、処理量というのが減少していく見込みでございますので、それに応じまして処理をする農集施設を増やして行きたいという風に考えてございます。

○**矢口委員** 今までよりは農業集落排水もここで処理した方が格安になるとか、あるいは今までやっていた業者が処理しきれないとか。そんな理由で一部だけにした訳。どのような理由で一部だけにしたのか。

○**五来環境衛生課長** 一部だけとしておりますのは、最初から全部やると汚泥処理センターを大きな施設にするしかなく、計画的に処理をすれば施設規模が適正なものとなるものでございます。沢辺地区につきましては、先ほど肥料化と申しましたが肥料化して

いるのですが、引き取り手がなくて、溜め込んでいる状態と聞いておりますので、ちょっとこちらの処理を行うということで考えております。

○久松委員 汚泥は産廃扱いだと思っただけけれど、どういう業者が引き取ってくれるんですか。

○五来環境衛生課長 現在は下妻の方にございます処理業者はそこに肥料プラントを持っていて、こちらから持っていった脱水汚泥の方を再醗酵させて肥料化をしております。

○平石委員長 その他、何かあるか。
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度とする。

次に、報告事項、平成30年度パロアルトとの中学生交換交流事業について説明願う。

○飯泉市民活動課長 平成30年度パロアルトとの中学生交換交流事業について説明をさせていただきます。本事業におきましては、1の事業の概要についての目的にありますとおり、本市の中学生が相互の学校訪問ですとか、ホームステイ体験といったものを通じまして、時代を担う国際感覚に優れた人材の育成をはかるものでございます。交流先のパロアルト市におきましては、平成21年4月に姉妹都市の締結をしております。交流内容についてでございますが、来月6月にパロアルト市の中学生が来日いたしますので、本年3月にパロアルト市へ派遣いたしました中学生へのホームステイとか学校訪問、日本文化への体験を行っていただきます。来年の3月には新たに各中学校代表がまた訪問する予定となっております。次に2の本年度の受け入れについてでございますが、6月7日から17日までの11日間、パロアルト市の中学生が来日いたしますので、6月7日午後6時半から歓迎パーティーの予定をしております。総務市民委員会の皆さまには事前にご案内の文書を送らせていただいておりますので、ご都合がつかましたら是非ご出席をお願いできればと考えております。なお、この歓迎パーティーにつきましては、中学生の交流事業の一貫でありますので、ノンアルコールのパーティーとなっております。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○篠塚委員 来年10周年だと思っただけけれど、文化交流5周年か何かで議員も向こうへ何人か行ったと思うのですが、来年はそのような計画をされているのですか。

○飯泉市民活動課長 今のところは未定です。特に具体的な話はございません。

○篠塚委員 もし、そのような話があれば、パロアルト市に姉妹都市があるので議員の方の代表者が行かれてはと思いましたので、計画があれば参加させていただければ、ぜひよろしく願います。

○沼田委員 16名がパロアルト市に行ったよね。それで14名受け入れると。毎年同じ人数なんですか、それともちがう人数なんですか。

○飯泉市民活動課長 今回16名の中学生が行きました。14名しかこないのは、先方の都合が悪くて、こられないという方がいらっしやったので。16名こられる年もあり

ますし、15名のときもありますし、大体16名行って、16名の中学生が来るというのが交換交流の流れでございます。

○平石委員長 その他、何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度とする。

次に、土浦市自動通話録音装置貸出事業について説明願う。

○下村生活安全課長 土浦市自動通話録音装置貸出事業についてご説明いたします。本事業は高齢者のニセ電話詐欺被害またその他消費者被害の防止効果を検証するという目的で、平成29年度茨城県自動通話録音装置貸出モデル事業によるものでございまして、本市が手を上げてこの自動通話録音装置100台を県から借り受けまして、無償で高齢者へ貸し出すというものでございます。県からの貸し出し期間につきましては、平成33年3月31日までの期間となっております。2の貸し出し対象者でございますけれども、土浦市基本台帳に記載されております65歳以上の高齢者で次のいずれかに属するという事で、高齢者のみの独居世帯、また、高齢者のみの夫婦世帯、それから日中における在宅者が高齢者のみとなる世帯が対象としております。なお、1世帯に1台の貸し出しといたしまして、先着順100世帯に貸し出しすると。貸し出しの期間でございますが、1年以内という風に考えております。また、4番の周知募集といたしましては、広報紙、ホームページ等の活用、更には民生委員や高齢者クラブ等の関係機関の協力を受けまして、市民への周知を図って利用者の募集を募りたいと考えております。また、5番の検証についてでございますけれども、貸し出し終了後にアンケートを実施するというのが茨城県の貸し出し条件となっております。この内容につきましては、今後県との協議という形になりますが、そのアンケートを実施して、県ではその結果を県内の市町村に周知していきたいという風に考えているところでございます。また、6番スケジュールですが、7月に利用者の募集を掛けまして、8月に貸し出しを開始したいと、というような内容でございます。実際の音声といたしましては、この電話は振込み詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動的に録音されます。というようなアナウンスが流れます。というような内容となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○矢口委員 無料で貸し出しということだけれど、設置は簡単なようだけれど設置費用はかからないのか。

○下村生活安全課長 設置費用はかかりません。対象が高齢者の方でどうしても出来ないというようになれば、職員が対応するしかないのかなあと考えてはおります。

○篠塚委員 高齢者の方なので設置した後の対応、消費生活センターでやるのか、民生委員でやるのか、どこでやるのか考えているのですか。

○下村生活安全課長 民生委員さんにはこれからお願いを考えていたところで、周知とその後の使い方についてもお願いできればと考えております。今後の協議ということですので。

○篠塚委員 事件がおきた場合、通報する場合には担当課なのか、消費生活センターなのか、窓口を一本化した方が、今は消費生活センターが窓口になっていると思うのですが、混乱しないようにお願いします。

○下村生活安全課長 はい。わかりました。

○久松委員 これは1年間の貸出ということなんだけれども、購入する場合、どのくらい費用がかかるのか。

○下村生活安全課長 定価では1万円前後と聞いております。県の方でもまとめて購入していますので、値段的には9,000円程度と聞いております。

○久松委員 期間が終わったあと、もらえるようなことはないの。

○下村生活安全課長 県で台帳がありまして、なおかつ1台1台に通し番号がありまして、そのあとどうするかは県の方でも。

○沼田委員 一般の電話も入るんでしょ。振り込めうんぬんに関係なく。

○下村生活安全課長 そのとおりです。その都度アナウンスが流れると。県もその辺は録音をされるのを嫌がるので受話器を切るだろうということで効果があるといわれております。

○平石委員長 その他市民生活部から何かあるか。

○飯泉市民活動課長 地区長連合会役員の一部変更について報告させていただきます。地区長連合会役員については本年度改選の年ではございませんが、会長職務代理者が生田町の斉藤地区長さんでしたが、斉藤地区長さんが退任をされましたので、先日、地区長連合会の総会におきまして乙戸町の下村地区長さんが会長職務代理者に就任いたしました。新役員の名簿と合わせて地区長の名簿を作成しておりますので6月中旬ごろには皆さまにお配りできると思いますのでよろしく申し上げます。

○平石委員長 その他市民生活部から何かあるか。

○水田環境保全課長 これまで検討してまいりました、世界湖沼会議のサテライトつちうらのチラシの方が出来上がりましたので配布をさせていただきました。合わせてポスターの方も作成しておりまして、ポスターも施設の方に配布をさせていただきました、周知させていただきました。これから内容をつめていく部分がたくさんありますが、開催に向けて努力していく所存でございます。

○平石委員長 その他市民生活部から何かあるか。

○下村生活安全課長 皆さまにはご通知をさしあげていると思うのですが、土浦市消費生活展2018が今週の土・日に開催されます。また、6月2日土曜日午前10時から開場式が行われますのでお時間がありましたら是非ご来場いただきたいと思っております。

○平石委員長 その他市民生活部から何かあるか。

○五来環境衛生課長 お手元に2点資料を配らせていただきました。1点目がA3のごみ収集運搬業務委託契約状況一覧でございます。昨年12月の委員会におきまして、ごみ収集に関する請願書の資料といたしまして契約状況一覧をお配りいたしました。今般燃やせる以外の契約につきまして、新たに締結いたしましたことから参考にお配りさせていただきました。人件費及び燃料費の単価が上昇しておりますことから、町内分別

収集の紙、カン、ペットボトル収集は前回より高くなっておりませんが、一番下の市内設置ごみ籠ごみ収集を廃止しましたことから、合計といたしましては、29年度と比較し200万円ほど収集運搬費が少なくなっております。もう一つがクリアファイルに入った有料化の袋。10月から実施します家庭ごみ処理有料化のゴミ袋のサンプルが出来上がりましたので委員の皆さまにお配りをさせていただきました。燃やせるごみ、燃やせないごみの30リットルの袋とチラシをセットにいたしまして、8月に全戸配布をするほか、スーパーなどのキャンペーンで配布をする予定でございます。こちらにつきましては現在障害者福祉施設5箇所をお願いをして袋詰め作業を行っているところでございます。新しい袋は赤、青、色は今までと同じでございますが、形状が変わりましてベロ付きとしまして、表面にはイラストで入れられるものを明記しております。また、外国人への対応としまして、日本語、英語、中国語、ポルトガル語の4ヶ国語での表記をしております。さらに燃やせないごみの表記につきましては、左側の部分にエンボス加工。触るとざらざらした加工を施してございまして障害者の方にも配慮しております。もう一枚のみどりの袋につきましては、ボランティア袋でございます。町内清掃やボランティア清掃、集積所清掃などに使用するものです。こちらはゴミゼロの清掃活動の時に使うものです。お手元にありますのは45リットルの平袋タイプでございますが、今後中袋30リットルのもち手袋を作成いたします。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○篠塚委員 ボランティア袋は分別をしないで一括でやるということによいのか。

○五来環境衛生課長 ボランティア袋については、緑の袋一種類でございます。燃えるごみ燃やせないごみを回収した場合には、それぞれの袋に入れていただいて、置く場所を少し離していただくことで対応していただければと思っております。他市の事例を見まして、最初は混乱もあるかと思いますが、慣れていただければ対応できると。2種類作りますとコストが上がってしまいますことから、2種類作るよりも大きさの違うもの2種類を今回作成させていただきました。

○篠塚委員 コスト面はわかるんだけど、袋自体わかるようにしてやった方がいいのかなと思いました。これはずいぶん大きいですね。

○五来環境衛生課長 これは45リットルですので、公園の草刈をやった時に小さいと入らないというご意見がありましたので、大きい袋を作りました。ただ集積所の清掃なんかは大きい袋では余ってしまうので、小さいサイズも別の用途ということで作成をいたしました。

○矢口委員 ちなみにごみ袋はいくらで販売していたの。

○五来環境衛生課長 今までは大体10円くらいで販売しておりました。

○吉田委員 これはどこで作ったんだ。

○五来環境衛生課長 新しい袋は小美玉の業者が入札で取りまして、そちらで作成をしております。

○吉田委員 入札は市内ではないのか。

○五来環境衛生課長 市内ではこの規模で作成するというのはございませんので。全国

規模での入札ということで。たまたま小美玉市の業者が取ったということです。

○吉田委員 県内の業者は何社あるの。

○五来環境衛生課長 県内は内田化工という1社だけです。

○吉田委員 小美玉が入札で取って、それを作ったやつを販売店の方に渡すのには市に係るんだよな。

○五来環境衛生課長 こちらにつきましては、販売、在庫管理、発注などを請け負っております業者がごさいます。こちらで発注してごさいます。稲敷の方に日通さんの倉庫の一角を専用にコールセンターは別にあるのですが在庫管理しております。

○久松委員 今までは配送関係はどうだったのか。

○五来環境衛生課長 今までの袋は自由流通でしたので、他の袋と変わらずに、ただ土浦市がデザインだけは指定しまして、製造をしたい業者は登録をさせていただいて、流通に流す方式をとっております。

○久松委員 今までの袋はどのくらい流通しているのかはわからない。

○五来環境衛生課長 どのくらい作られているのかは、把握はしておりません。

○島岡副委員長 安く売ってはだめだとかはあるのか。

○五来環境衛生課長 販売業者さんと契約をいたします。その中で安売りとかは無いですということで行っております。

○平石委員長 販売はいつからか。

○五来環境衛生課長 販売は9月1日からを予定しております。現在、販売業者を募集し、3回ほど説明会を行いまして、随時登録をしております。

○篠塚委員 折角環境保全課でつーちゃんを作っているから、ごみ袋にイラストを入れるとか。折角作ったキャラクターなんだから使ってもらえると。

○五来環境衛生課長 今回は作ってしまったもので検討させていただければ。

○海老原委員 3ヶ国語しか書いてないが、今後もこれだけか。

○五来環境衛生課長 こちらの3ヶ国語は土浦市に在住している外国人が多い順で作っております、需要等がありましたら検討していきたいと思っております。

○平石委員長 その他、何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 その他市民生活部から何かあるか。

(「なし」という声あり。)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり。)

市民生活部の皆さんは退席して結構。

(市民生活部退席)

(市長公室入室)

○平石委員長 これより市長公室の案件について協議を行う。市長公室資料に基づき、土浦市行政組織条例等の一部改正について説明願う。

○山口政策企画課長 土浦市行政組織条例等の一部改正についてでございます。1番の

改正の趣旨をご覧頂きたいと思います。現在旧新治庁舎跡地に給食センターの整備を進めておりますが、その建設にあたりまして、敷地の面積及び位置を明確にするため、敷地部分の土地を分筆したことに伴いまして、新治支所、保健センター新治分室及び新治トレーニングセンターの位置、地番が変更になることから、関連する4つの条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、2番の主な改正点をご覧頂きたいと思います。改正する条例は4つでございます。一つ目が土浦市行政組織条例の新治支所の位置の変更、二つ目が土浦市公告式条例の新治支所掲示板の位置の変更、三つ目が土浦市保健センター条例の保健センター新治分室の位置の変更、四つ目が新治トレーニングセンター条例の位置の変更でございます。いずれも地番が土浦市藤沢990番地から990番地1に変更となります。4番の敷地図をご覧いただきたいと思えます。上段が分筆前、下段が分筆後となっております。下段の破線の部分が給食センターの敷地となりまして、今回分筆をしたものでございます。990番地が記載してございます新治トレーニングセンター及び新治支所及び保健センター新治分室の地番が990番地1となったものでございます。説明につきましては以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○久松委員 道路が入っているんだね。

○山口政策企画課長 現況では道路はなくなっておりまして、更地となっております。道路は廃止されております。

○平石委員長 その他、何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度とする。

次に、土浦市と第一生命保険株式会社との包括連携協定の締結について説明願う。

○山口政策企画課長 第一生命保険株式会社との包括連携協定の締結についてでございます。本市では地域社会の発展と市民サービスのさらなる向上を図るため、健康増進やスポーツ振興、子育て支援につきまして第一生命保険株式会社と包括連携協定の締結することになりましたのでご報告させていただきます。1番連携事項をご覧ください。連携事項につきましては、健康増進、スポーツ振興、子育て支援、ワークライフバランス、環境保全、産業振興、市政情報の発信など多岐に渡っております。また、連携して取り組む内容といたしましては、健康増進であれば特定健診、後期高齢者健診、その他各種健診の周知や啓発など。スポーツ振興ではマラソンのボランティアや協賛。結婚子育て支援ではセミナーの共同開催。その他清掃活動など、各種ボランティア活動や各種イベントの情報発信。講座への協力など記載してあります内容の方が想定されております。具体的な取り組み内容や実施方法につきましては、今後双方の担当者同士で詰めていく事になりますのでよろしく願いいたします。2番にございますように、7月3日に第一生命保険株式会社と締結式を開催することになっておりまして、茨城県内では第一生命保険株式会社と包括連携協定の締結は、牛久市、つくば市について3市目となります。説明につきましては以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度とする。

次に、公共施設跡地利活用事業者の公募（案）について説明願う。

○山口政策企画課長 公共施設跡地利活用事業者の公募についてでございます。1番をご覧頂きたいと思えます。公共施設跡地利活用につきましては、跡地が市民全体の貴重な財産であるとの認識の下、まちづくりの観点や将来の健全財政などを考慮しながら利活用方法の検討というのを進めているところでございます。具体的には、公共施設の適正配置や有効活用の観点から他の公共施設への転用というものを最優先として検討を進めております。その上で、今後、行政需要が見込めない跡地。転用が難しい跡地につきましては、積極的に売却をすることを検討してございまして、課題が整理されたものから順次、個別に対応を進めてまいりたいと考えております。こうした跡地利用関連計画等との位置づけにつきましては、2番にございますように第8次総合計画では計画推進の基本姿勢の中で公共施設の跡地の有効活用と低未利用地の処分の位置づけ。また平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画。平成27年度に策定いたしました公共施設跡地利活用方針の考え方や方向性を踏まえるとともに、この他の個別計画との連携を図りながら跡地の利活用方法を進めているところであります。現時点で用途廃止又は用途廃止が見込まれる公共施設は給食センターとして決まっている旧新治庁舎を除いて記載しております19施設がございます。このうち生涯学習館として暫定利用しております8番の旧図書館。今後廃止予定となっております15番から18番までの第1第2給食センター、土浦幼稚園、新治幼稚園を除いた14施設につきまして現在具体的な検討を行っているところでございます。この14施設のうち今後行政需要が見込めない、他の公共施設としての兼用して見込めず課題が整理された施設につきましては、個別に先行して売却の方を進めてまいりたいと考えております。このような考えのもと、4番に記載してございます利活用事業対象物件、先行実施物件としまして、(1)旧第二幼稚園、(2)旧都和幼稚園、(3)旧大岩田幼稚園の3つを今回売却したいと考えております。売却にあたりましては、5番にございますように、事業者を広く公募型のプロポーザル方式により選定してまいりたいと考えております。今後の予定スケジュールにつきましては6番に記載してございますが6月15日から公募を開始する予定でございます。6月15日から7月31日までの間に公募要領、物件調書の配布をしまして、現地確認等を行い参加表明書を提出していただきます。その後、8月10日から1ヶ月の間に事業提案書を提出していただきまして、9月の下旬にはプロポーザル選定委員会を開催しまして、事業者を特定する予定となっております。説明につきましては以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○吉田委員 やっと動き出したな。人口が減り、市の戦略がコンパクトな街づくりの考えと、この跡地に関しては、民間で欲しい人に提供するか、売却と、二つだと思ふんだよね。冒頭に公共施設を作れないかというのはメインにはあるが、これからの政策を考えるとそれは難しい。これはプロポというのもいいよな。価格だけでやられると、街づ

くりというテーマがなくなるから、この地域にはこの様な施設がふさわしいというプロポで選ぶというのも私はいいなと思いました。質問は、売るときに建物。建物は市が処分してから公募するのか、それとも現在ある建物を含めて公募するのかというのでは大きな価格的に違うところがあると思うんだけど。どのような考えか。

○山口政策企画課長 吉田委員からありました建物、3施設とも建物が建っております、土地と建物一体として現状のまま考えております。

○吉田委員 その時に買う方からすると、解体費というのが大きなウエイトを占めてくる。それは公募をして、市としては土地と建物を一緒に売却したいんだ。というところで応募が無い場合は更地にするということも考えざるを得ないのかな。

○山口政策企画課長 土地と建物、一体として売却しますけれども、取り壊しをするということについては制限を設けておりませんので、事業者が取り壊しをしたいということであれば、取り壊していただいて結構です。ということでございます。売却、できる、できないがあると思いますので、今回はこのような形でやらせていただきたいと思っております、今後売却できないという事態になれば改めて何かしらの方法を検証して検討してまいりたいと考えております。

○吉田委員 時間はかかるけれどもそのような方向で、進めていただければ。

○島岡副委員長 施設はエアコンも完備してますし、耐震もやっています。そのような施設を有効に使いたいということ想定してやっている部分もあるのかなあと思うのですが、どのような方を想定しているとか、あるのですか。

○山口政策企画課長 ご指摘がありましたように3施設とも耐震化されている施設ではあります。事業者につきましては、広く公募したいということがございますので、こちらで想定ということはしておりません。

○海老原委員 中央出張所も保護司会に貸しているが建物が古くなってきているが、それ以外の所も検討しているのか。

○山口政策企画課長 海老原委員からお話がありましたように、このほかの施設につきましても、同時並行して進めております。課題が整理されたものから順番に売却してこうということでございますので、中央出張所の方は課題があり、整理されていないので対象からはずしてあるものでございます。

○吉田委員 具体的に言うと都和幼稚園。あそこは完全に住宅地で、周りの環境から見ても、近辺は開発業者が開発を起こして、どう考えてもその手しかないなど。住宅密集地に工場という話はないから、企業という話もないわけだから、あの環境をみれば住宅。そうすると建物は邪魔になるから。その辺の交渉というのは、土浦市も高くは売りたいんだけど。民間が開発に伴う地域が活性化する、住民が張り付くということも視野に入れたいといけないよな。よく視野に入れて欲しい。

○篠塚委員 プロポーザル方式でやるのですが、交渉の中で交渉記録とかで問題になっている所もあるので、幼稚園の施設ですから芝を張って、3. 1 1の時に剥がしてどこかに埋めたりとか、そういう所もあるでしょうし、交渉に記録とかも慎重にやっていただいて変な話にならないようによろしくお願いします。

○平石委員長 その他、何かあるか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度とする。

次に、土浦市補助金等検討委員会の開催について説明願う。

○佐藤財政課長 3月の委員会の主要事業としてご報告差し上げたところでございますが、今般の補助金のあり方、第三者委員会を立ち上げて客観的な立場から見直しを再度行っております。24年度に行って今般も行っているところでございます。今回補助金の委員の外部委員について決定したということと、2番補助金の開催、スケジュールが決まったということでご報告を差し上げるところでございます。2番のスケジュールにつきましても、実際の審議について行っていくということでございますが、内容については審議の中で進めて行くということでございます。こちらにつきましては、途中の経過、結果こういったものでは委員会等でご報告を申し上げながら進めていきたいというものでございます。説明については以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○吉田委員 審議が始まる時に、審査対象の案件を出すんだらうけども、案件を総務市民委員会にも提出してもらえ。

○佐藤財政課長 現在、作成中でございますので、提出させていただきます。

○平石委員長 この程度とする。

次に、土浦市の財政ハンドブックについて説明願う。

○佐藤財政課長 こちらにつきましては、お手元でございます水色の冊子でございます。例年お配りさせていただいているものでございます。こちらにつきましては、昨年度、吉田委員、今野委員からアドバイスを受けまして、携帯に耐えられるように表紙を厚くしたり、中を見やすいようにということで、作り直しをさせていただいて、今年もお配りさせていただきます。他市へのご視察の際に参考になればということでございます。内容につきましては、別途、財政課の方にご連絡いただければと思います。以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度とする。

その他市長公室から何かあるか。

○山口政策企画課長 2つほど報告させていただきます。一つ目が、行財政改革大綱の策定についてでございます。現在の第5次行財政改革大綱の計画期間が本年度で終了しますことから、31年度から5ヵ年を計画期間とする新たな第6次行財政改革大綱を1年かけて策定する予定でございますが、このための準備を進めているところでございます。総務市民委員会の皆さまには、今後策定状況等につきましてご報告させていただきたいと思っております。もう1点が新聞でも報道されたと思っておりますが自動車の図柄入りの土浦ナンバー。5月22日に決定の方をいたしました。今後ナンバーの事前申し込みが9月。10月から交付開始となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○矢口委員 好きなナンバーを選んで、いくらか取られるんだよな。今度、この図柄入りナンバーにする場合は、そのままの番号になるのかな。

○山口政策企画課長 このナンバーを導入するに当たりましては、金額は決定していないんですが、大体7,500円前後くらいすると思いますので、ご負担していただくようになります。

○矢口委員 図柄は選べないが、ナンバーは選んでもいいのか。

○山口政策企画課長 番号については、4,300円をプラスすれば番号が選べるということになります。

○平石委員長 その他、何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 その他市長公室から何かあるか。

(「なし」という声あり。)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり。)

市長公室の皆さんは退席して結構。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○平石委員長 これより総務部の案件について協議を行う。総務部資料に基づき、財産の取得について(常備消防用災害対応特殊救急自動車)を説明願う。

○渡辺管財課長 今回ご説明する案件。こちらは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に該当する案件でございます。財産取得につきましては、2,000万円以上のものが該当いたします。今回消防本部総務課からの案件で高規格救急自動車を購入するにあたりまして、購入価格が2,000万円を超えることから議会の議決をお願いするものでございます。概要について記載がございますが、今回の目的といたしましては、平成19年度に南分署に配備され、現在までの走行距離約21万キロとなっております。性能の低下及び老朽化した救急自動車を買替えることにより、消防力の維持向上を図るものでございます。契約金額につきましては、税込みで3,774万6,000円。納入期限は平成31年3月15日まで。契約予定者として、茨城日産自動車株式会社が相手方でございます。今回の高規格救急自動車につきましては、特殊車両のため製造元が限られており、対応可能な2社でございます。茨城トヨタ自動車と茨城日産自動車を選定し見積あわせをいたしました。契約方法といたしましては、自治法施行令にございます167条の2第1項に規定してあります随意契約2号にあたる契約の目的物が特殊なものであり特定の相手方でなければ契約できないものに該当いたしますことから、契約方法は随意契約となっております。見積あわせの結果につきましては、先週の24日、木曜日に見積あわせを行いまして、翌25日、金曜日に仮契約を締結いたしました。応札の結果、茨城日産自動車が契約の相手方となったものでございます。予定価格については税抜きで3,600万円。落札額につきま

しては、97.08%という結果でございました。高規格救急車の形状、性能、搭載されております主要装備品について記載の方をしてございます。排気量2,500cc。ガソリンエンジンで乗車人数が8名。四輪駆動方式の救急車で装備品としましては、自動体外式除細動器をはじめ、心電計及び心電図転送装置、酸素吸入装置等を搭載した車両でございます。財産の取得については以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○篠塚委員 予定価格が3,600万円。これはどのように決めたのか。

○渡辺管財課長 こちらは消防本部の方で対応できる業者から見積を取りまして、選定した予定金額ということです。

○平石委員長 この程度とする。

次に、土浦市税条例の一部改正について説明願う。

○羽成課税課長 土浦市税条例の一部改正についてご説明いたします。改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正法律が3月の通常国会において可決成立しましたので、土浦市税条例の一部を改正する改正をお願いするものです。今回提出する案件は平成24年度の税制改正により導入された、地域決定型地方税制による特例措置。通称わがまち特例に関する改正で、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資を支援するものでございます。改正内容は、今後3年間の平成33年3月31日までに取得した先端設備の償却資産の固定資産税を3年間ゼロにするものです。固定資産税としては平成31年度から平成34年度の期間となります。条例の改正内容は付則第13条の2に第19項を新設し、条例で定める課税標準の特定割合をゼロと定めるものです。対象となります先端設備とは、年率3%以上の労働生産性の向上を見込む機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備等で、市の先端設備等導入計画の認定を受けたものが対象となります。施行日は生産性向上特別措置法の施行日からとなります。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

○久松委員 市への影響は。

○羽成課税課長 昨年度まで、今までの税制で平成30年度の償却資産の減額の件数ですが、約18社で376万7,000円の減額をしております。今後、認定を受けたものとなりますので、大体同じくらいかと思われます。どのくらいの事業所の方が新しいものを入れるのかというのは不確実です。

○平石委員長 その他、何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度とする。

次に、土浦市税条例の一部改正について(専決処分)説明願う。

○羽成課税課長 土浦市税条例の一部改正について専決処分いたしましたので、ご説明申し上げます。地方税法等の一部を改正法律が3月の通常国会において可決成立し、平成30年4月1日から施行となりましたので、市税条例も地方税等にあわせて改正する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改

正したものでございます。改正の内容についてご説明申し上げます。今回の改正は大きく分けて3つの改正となっております。一つ目が字句の改正と二つ目が項目の順番の変更、三つ目は内容の改正で、特に固定資産税でわがまち特例の割合の改正が主なものとなっております。最初に市民税関係の主な改正についてご説明申し上げます。市税条例第31条の均等割合の税率の規定につきましては、法律改正に伴う改正で具体的には字句の部分、「当該」という文字が「同表の」という字句の改正となっております。次に36条の2につきましては、同条の市民税申告の規定については、省令改正にあわせての改正で、具体的には字句の改正が主なものとなっております。47条の3につきましては、法律改正にあわせての改正で字句の改正が主な改正となっております。47条の5は、法律改正にあわせての改正で字句の改正と内容がわかりやすく表現されております。53条の7については、同条の特別徴収税額の納入の義務等については省令改正にあわせての改正となっております。市税条例第20条の年当たりの割合の基礎となる日数の規定については、規定整備により、第1項中の第52条に第1項及び第4項を追加して規定しております。次に48条につきましては、法人の市民税の申告納付については、法律にあわせての改正で第2項及び第3項を新設しております。具体的には租税特別措置法の規定により、国内にある法人が海外の関連子会社の所得に対し、外国で課税された税金、日本でいいますと所得税とか法人税が相当する金額を、日本国内で賦課される金額から控除して、控除額が残っていた場合法人住民税、地方税からもその金額が控除される内容となっております。次に52条について、法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金では第1項で字句の改正と第2項、第3項、第5項、第6項を新設しており、その概要については、国税の法人税で申告期限の延長特例で適用を受けた場合の延滞金の計算方法となっております。付則第3条の2につきましては、延滞金の割合等の特例につきましては、規定の整備で、第48条及び52条の改正に伴う、所要の規定の整備で第1項、第2項では字句の改正、第2項中の第52条に第1項、第4項を追加の改正となっております。次に付則第5条の2につきましては、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定については、第52条に伴う規定の整備で、第1項中の52条に第1項及び第4項の追加と字句の改正となっております。固定資産税についてご説明いたします。市税条例第54条は固定資産税の納税義務者の規定について省令改正にあわせての改正で、第7項中の部分が改正されております。次に、わがまち特例に係る課税標準額の特定割合の規定で法改正にあわせての改正となっております。第1項で汚水又は廃液の処理施設では特定の割合を3分の1から2分の1へ、第4項では雨水貯留浸透施設では特定割合を3分の2から4分の3への改正となっております。第7項では特定太陽光発電設備の特定割合を4分の3へ新設し、第8項では特定風力発電設備は前項同様に特定割合を4分の3へ新設しております。第9項では水力発電。第10項の地熱発電。第11項のバイオマス発電では特定割合2分の1から3分の2に改正しております。第12項の特定水力発電。第13項の特定地熱発電。第14項のバイオマス発電の特定割合を2分の1に新設しております。なお、汚水又は廃液の処理施設、雨水貯留浸透施設は昨年までの制度では事業者からの減額申請の提出をいただいている事業者は現

在のところありませんでした。また、太陽光発電なんですけど、昨年までの制度では市内106の事業者からの減額の申請がでております。次に第15項以降につきましては、改正前の11項につきましては15項に、12項については16項に、13項については17項に、14項については18項に番号の改正を行っております。付則13条の3の新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、法律改正にあわせての改正となっております。第12項ではバリアフリー改修が行われます劇場や音楽室等に係る減額措置を規定したもので第1号から第6号の内容が新規に追加されております。付則第14条から付則第18条につきましては、法律の改正にあわせての改正で、主なものは平成27年度から平成29年度までの期間を平成30年度から32年度までへと期間の延長の改正となっております。付則第23条の3から付則第25条につきましては、都市計画税関係に係るものの改正でございます。付則第23条の3につきましては、法規定の新規にあわせて新設したもので、固定資産税同様にバリアフリー改修に行われた劇場や音楽室等に係る税額の減額措置を規定したものでございます。付則第24条及び付則第25条につきましては、固定資産税同様期間の変更で平成27年度から29年度までの期間を平成30年度から32年度までの期間への延長となっております。施行日は全て平成30年4月1日となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度とする。

その他総務部から何かあるか。

(「なし」という声あり。)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり。)

総務部の皆さんは退席して結構。

(総務部退席)

○平石委員長 協議事項

【議会報告会での意見交換会における未回答について】

○篠塚委員 確認ですが、市民の意見に対して総務市民委員会として回答をしなくては行けないのか。回答内容について本委員会の時に審議するというので、それまでに委員長に提出すればいいということでもよろしいですか。

○矢口委員 意見の概要ということで市民に答えるの。

○平石委員長 議会だよりに掲載することになりました。

○篠塚委員 議会としての回答で、議会は執行権がないので明快な回答はできないと思うんですよ、内容によって。一旦受け止めるのもあるし、詳細な回答はする必要はないと思います。

○委員 詳細な回答なんかできないよな。

○篠塚委員 こちらの回答は、総務市民委員会が出した後、広報広聴委員会で確認して

議会だよりに掲載するということでよろしいんですよね。

○平石委員長 はい。

【総務市民委員会の開催日時について】未定

【懇親会の開催について】6月14日(木) 18時～

場所 えびすや

【行政視察の日程について】

10月9日(火)～11日(木)

場所 熊本方面

○平石委員長 事務局から

【全員協議会(6月5日 9時30分)の開催】

【県南10市議会議員親善ゴルフ大会について】

以上で総務市民委員会を終わります。お疲れ様でした。